

	職員が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において1日につき2時間以内	国は、制度なし
--	---	---------------------	---------

(5) 自己啓発等休業の状況（平成30年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業（無給）することができます。

(単位:件)

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	1	0	0	1
期間延長件数	1	0	0	1
失効、取消	0	0	0	0

(6) 修学部分休業の状況（平成30年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

平成30年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況（平成30年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

(単位:件)

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得件数	14	117	0	98	4	6	18	221
期間延長件数	0	13	0	7	0	5	0	25
失効、取消	2	31	0	9	0	2	2	42

(8) 育児短時間勤務の状況（平成30年度）

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。

勤務時間に応じた給与となります。

(単位:件)

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得件数	1	22	1	41	0	0	2	63
期間延長件数	0	12	0	17	0	0	0	29
失効、取消	0	10	0	2	0	0	0	12

(9) 旅費の制度の概要（平成31年4月1日現在）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都特 別区等)	乙地方 (甲、丙地方 以外)	丙地方 (鳥取県の 区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会の議員、知事、副知事	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん員並びに病院事業管理者	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員					

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成30年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	142	0	1	143
勤務実績が良くない場合	0	0	1	1
心身の故障の場合	142	0	0	142
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教 員	120	0	1	121
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	120	0	0	120
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	1	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

警察官	16	0	3	19
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	16	0	2	18
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	1	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	278	0	5	283
勤務実績が良くない場合	0	0	1	1
心身の故障の場合	278	0	2	280
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	2	2
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数 (平成30年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	3	3	2	1	9	12
法令に違反した場合	0	1	2	0	3	10
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	3	2	0	0	5	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	1	1	2
教員	1	0	0	1	2	84
法令に違反した場合	0	0	0	1	1	14
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	8
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1	62
警察官	1	1	1	0	3	11
法令に違反した場合	1	1	1	0	3	11
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	5	4	3	2	14	107
法令に違反した場合	1	2	3	1	7	35
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	3	2	0	0	5	8
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	1	2	64

6 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数 (平成29年度)

地方公務員は、地方公務員法第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教員	警察官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合(業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等)	4	0	0	4
自ら営利を目的とする私企業を営む場合(農業等)	10	5	3	18
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(消防団員、大学の非常勤講師等)	436	27	0	463
計	450	32	3	485

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数 (平成30年度)

(単位:件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教員	警察官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	20	20
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	0	0	20	20

7 職員の退職管理の状況

(1) 平成30年4月1日における職員の退職管理に関する制度の概要

【知事部局等】

区分	内容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> 職員のうち利害関係企業等(職員の職務に利害関係のある営利企業等)に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等(国、地方公共団体等を除くすべての法人)に再就職した場合は、知事(任命権者)への届出が必要 当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職(課長級以上、県立学校にあっては教頭以上又は事務長若しくは船長)であった者については過去1年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 再就職により営利企業等に在職している者からの現職職員に対する働きかけの禁止 職員による利害関係企業等に対する求職活動の規制

<ul style="list-style-type: none"> ・職員による営利企業等に対する再就職のあっせんの規制 ・再就職者等からの要求等による職務上不正な行為の要求又は依頼の規制 (再就職者からの要求等を理由とする職務上の不正行為の禁止、職員が職務上の不正行為をすること又は他の職員に不正行為を要求することの見返りとして自分又は他の職員の元職員等の営利企業等に対する再就職の要求等の禁止、当該要求等を受けた職員による職務上の不正行為の禁止)
--

【警察本部】

区 分	内 容
再就職の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後2年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除くすべての法人）に再就職した場合は、警察本部長への届出が必要 ・当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（警視及び管理職手当を受給する一般職員）であった者については過去2年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	知事部局等と同じ

(2) 退職後2年間に再就職した職員（県の退職管理制度に基づき各任命権者に届出のあった者に限る。）の状況

(単位:人)

区 分		(A) 令和元年6月1日現在で届出のあった者(a+b+c)	(B) A欄のうち再就職先				民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
			(a) 令和元年度退職者	(b) 平成30年度退職者	(平成30年度退職者総数)	(c) 平成29年度以前退職者			
知事部局	総数	54	0	51	(93)	3	7	23	24
	うち管理職	27	0	25	(34)	2	5	4	18
企業局	総数	2	0	1	(1)	1	2	0	0
	うち管理職	2	0	1	(1)	1	2	0	0
病院局	総数	34	0	34	(79)	0	0	8	26
	うち管理職	3	0	3	(9)	0	0	1	2
教育委	総数	9	0	5	(263)	4	1	3	5
	うち管理職	6	0	3	(67)	3	0	1	5
県警本部	総数	27	0	25	(39)	2	5	12	10
	うち管理職	6	0	5	(5)	1	1	1	4
県議会	総数	0	0	0	(1)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(1)	0	0	0	0
監査委員	総数	1	0	0	(0)	1	0	0	1
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
人事委	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
選管	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
海区	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0

- (注) 1 失職、分限免職及び懲戒免職及び国、他の地方公共団体等との人事交流により退職した職員の状況並びに既に公表済みの職員の状況については、集計から除きます。
 2 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。
 3 「管理職」とは、退職時に課長級以上（県警本部の場合は警視及び管理職手当を受給する一般職員）の職にあった職員です。
 4 「平成29年度退職者」欄の（ ）については、参考として平成29年度退職した者の総数を記載しています。
 5 県費負担教職員の退職管理は市町村教育委員会が実施しているため、上記数値には含まれません。

8 職員の研修の状況

職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区 分	研修の種類	具 体 的 な 取 組 (平成31年4月1日現在)	実施状況 (平成30年度)	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等）	1,271人	1,154人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（論理的思考力、政策形成能力、コミュニケーション能力、人材育成・人事管理能力、マネジメント能力、業務の専門性、法務能力、特定課題の各分野に関する研修）	1,091人	988人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、手話講座、通信教育等）	95人	53人
教育センター (教職員対象)	基本研修	育成指標を踏まえて策定した研修体系に基づき、教職員のキャリアステージに応じて、職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修【初任者研修、新規採用教員研修、教職経験者研修（2年目研修・3年目研修・中堅教諭等資質向上研修・16年目研修・キャリアデザイン研修）】	715人	715人
	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技術等の修得を図る研修【管理職を対象とした学校経営研修、教務主任・新任生徒指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修等】	2,702人	2,702人

	専門研修	教育課題や教科等の専門的知識・技能の向上を図る研修（希望受講）【幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修】及び市町村教育委員会や県立学校長の推薦を受けた者を対象に、教科や領域の実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修【教科・領域指導力向上ゼミナール（小学校外国語活動・外国語、中学校外国語、高等学校学習科学セミナーメンター育成）】	2,080人	2,080人
警察学校 (警察職員対象)	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる。	92人	92人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる。	202人	202人

9 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成30年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	3	3	5	5	14	14	17人	47	47
教育委員会	-	-	-	-	31	31	31人	14	14
警察本部	-	-	-	-	7	7	10人	9	9

区 分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	14	14	14人	4人	16	16	5	5	5
教育委員会	31	31	31人	28人	31	31	-	-	-
警察本部	7	7	7人	6人	7	7	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

(2) 職員のための福利厚生活動事業（平成30年度）

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事 業 名	事業の概要・目的	平成30年度 決 算 額	
知事部局等	労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生連絡協議会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	32,551千円
	健康診断事業		
	健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	3,351千円
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、心の健康を保持増進できるようにするため、ストレスチェック、睡眠改善チェック、職員相談、専門相談、復職支援、職員研修等を実施	
	健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	17,218千円
	職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統芸能行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助を行う	1,074千円
	感染防止対策事業（病院局）	院内感染を防止するため、流行性疾患等の抗体価検査及びワクチン接種を実施	14,925千円
	給食業務従事者健診事業（病院局）	調理従事者の食中毒菌、伝染病菌検査を実施	4,841千円
計		109,358千円	
教育委員会	教職員厚生事業	教育関係職員の福利厚生の推進と働きやすい職場環境づくりの整備	197千円
	教職員健康管理事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病予防のための各種健康診断の実施 各職場の衛生管理体制の整備	16,850千円
	教職員心の健康対策事業	教職員の精神性疾患に対応するための相談体制の充実、ストレスチェックの実施、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	4,178千円
	計		21,225千円
警察本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,659千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康を保持するため、メンタルヘルス相談及びストレスチェックを実施	165千円
	産業医職場巡視	健康相談、健康教育、衛生委員会への参加、長時間勤務者への面接指導、健康診断結果に基づく事後相談等を実施	2,650千円

健康講話	警察本部及び各警察署において、職員を対象に、健康増進又はメンタルヘルス対策等に関する講話を実施	13千円
計		22,487千円

(3) 職員の健康診断の状況（平成30年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,424人	4,415人	2,792人	2,655人	1,438人	1,438人
特定業務従事者健康診断	4,437人	4,431人	29人	29人	348人	348人

10 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

(前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況)
該当なし